

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく各返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が各生活保護費返還通知書（いずれも令和4年12月22日付けの〇〇号及び〇〇号。以下順に「本件処分通知書1」及び「本件処分通知書2」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく各返還金額決定処分（以下順に「本件処分1」及び「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分は、いずれも違法又は不当であると主張し、それぞれの取消しを求めている。

#### 1 本件処分1について

本件処分1は、平成30年3月18日から令和3年2月20日までの各取引の黒字額の合計金額を返還の対象としている。これは、東京都運用事例集問7-19-3に従った取扱いと思われる。

すなわち、東京都運用事例集問7-19-3では、「資産形成を目的とするFX、暗号資産、外貨預金等を保有したことによって利益が発生した場合は、その取引ごとの黒字額(マイナスは考慮しない。現金化できる全ての黒字額)を次官通知第8-3-(2)-ウにより、財産収入として全額収入認定する。」としている。

しかしながら、かかる計算方法はマイナス(損失)を一切考慮しない点で不合理であり、かかる計算方法に従って返還金額を決定した他の

本件返還決定も違法又は不当である。

したがって、本件処分1は取り消されるべきである。

## 2 本件処分2について

本件処分2で返還の対象とされている入金のうち、令和元年5月16日の29,730円の入金は、請求人が、請求人の知人に貸付を依頼し、振り込まれたものである。もっとも、請求人は、令和元年6月4日、請求人知人に3万円を振り込むことで、同貸付の返済を行っている。

また、本件処分2で返還の対象とされている入金のうち、平成30年1月11日の187,670円の入金は、請求人が知人の自動車のステアリングラックの修理代を負担していたことから、その費用の支払を受けたものである。

問答集は生活保護受給前に負っていた債務に関する記載であり、本件のように受給開始後に負った債務に関して参照すべきではない。

したがって、上記のいずれの入金も実質的に請求人の収入として認定すべきものではなく、それらの経緯は知人から確認がとれている。

よって、本件処分2は違法又は不当な処分であるから、取り消されるべきである。

以上より、本件各処分は違法又は不当であるから、取り消されるべきである。

## 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過          |
|------------|---------------|
| 令和7年 8月15日 | 諮問            |
| 令和7年10月 8日 | 審議（第105回第4部会） |
| 令和7年11月 5日 | 審議（第106回第4部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、上記基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

### (2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

### (3) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実

施機関が認めた額」(4号)等を挙げている。

ウ 法63条の適用の際の控除の考え方

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-5(答)(1)は、法63条に基づく返還額決定の際にその一部又は全部の返還を免除することの可否について、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

エ 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることとされている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)は、収入の認定に当たっては、収入申告によるほか、当該世帯の預金、現金(略)及びその世帯における金銭収入のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握することとし(第8・1・(4))、収入の認定は月額によることとしている(同・2)。

イ 財産収入の認定

次官通知第8・3・(2)・ウ・(ア)は、財産収入については、その実際の収入額を認定することとし、同・(イ)は、(ア)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限の額を認定することとしている。

ウ FX、暗号資産、外貨預金等

「生活保護運用事例集2017(改訂版)」(令和3年12月改訂版。東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。)問7-19-3は、FX、暗号資産等に係る収入認定の

取扱いによると、「資産形成を目的とするFX、暗号資産、外貨預金等を保有したことによって利益が発生した場合は、その取引ごとの黒字額（マイナスは考慮しない。現金化できる全ての黒字額）を、次官通知第8・3・(2)・ウにより、財産収入として全額収入認定し、必要経費については、当該黒字額をあげるために必要となった手数料等最小限度の額を認定する」としている。

(5) 資料の提供等

法29条1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等につき、官公署、日本年金機構若しくは共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社等に、報告を求めることができるとしている（以下「法29条調査」という。）。

(6) 次官通知、局長通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。課長通知は、地方自治法245条の4第1項に規定に基づく技術的な助言である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。また、運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

処分庁が、法29条調査を行ったところ、請求人は、各請求人口座について処分庁に申告を行っていなかったことが認められる。処分庁は、請求人に未申告の口座及び入金が認められたことから、ケース診断会議において、法78条に基づき支給済みの保護費を徴収することを検討したところ、請求人が直接不実の申請その他不正な手段により保護を受けたことが確認できないことから、同条ではなく、法63条に基づき返還請求をしたこと（本件各処分）が認められる。

資産形成を目的とする暗号資産を保有したことにより利益が発生した場合、その取引ごとの黒字額を財産収入として全額収入認定するところ（1・(4)・ウ）、請求人は、暗号資産取引による本件収入1を得ており、これは財産収入に当たるため、処分庁は、請求人に支給した保護費のうち、本件収入1から経費としてスマホ関連購入費40,4

29円を自立更生免除として控除した残額の1,812,782円を法63条に基づく返還対象額とする本件処分1を行ったことが認められる(別紙1参照)。

そして、処分庁は、本件収入2について、その全額に相当する保護費を返還対象額として、本件処分2を行ったことが認められる(別紙2参照)。

そうすると、本件各処分は、処分庁が、請求人に①暗号資産取引による黒字額(本件収入1)及び②自動車部品の代金(本件収入2)の各収入があったことから、請求人から提示された自立更生免除を希望する内容及び挙証資料により、ケース診断会議での検討を経て、①及び②の金額に自立更生免除を適用した上で、本件各収入に相当する保護費の返還を求めたものであり、いずれも上記1の法令等に則って行われたものと認められる。

また、返還金額の算定に当たっても、別紙3の1及び2のとおりいずれも違算は認められない。

したがって、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・1のとおり、本件収入1は暗号資産取引の収入認定においてマイナスを考慮しない方法で計算した額を返還金額とすることは不合理であると主張する。

しかしながら、暗号資産取引による財産収入について、取引における損失は課長通知及び問答集において経費として計上できる項目に掲げられていないから(1・(3)・イ及びウ)、請求人の上記主張は認められない。

(2) 請求人は、第3・2のとおり、本件収入2は請求人知人の費用支払を受けたもの及び修理費用の立替金の返済によるものであり、請求人の収入には認定すべきものではないと主張する。

しかしながら、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは速やかに届け出る義務があるものの(1・(2))、請求人はこれを怠っており、また、収入認定において過去に請求人が請求人知人に対して取得した債権の弁済金については収入から控除すべきともされていないから、請求人が請求人知人から回収した弁済金である本件収入2を収入認定すべきではないとする、請求人の主張は

認められない。

- (3) なお、請求人は、各請求人口座の保有残高は、生活保護費を切り詰めた貯蓄である旨を処分庁宛ての手紙に記載しているが、本件各審査請求で提出された証拠資料等からは、その主張を裏付ける根拠は見当たらず、その他本件収入1及び本件収入2を収入から控除すべき事情をうかがうことはできない。
- (4) 以上のとおり、請求人の各主張をもって、本件各処分を取り消すことはできない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分のいずれにも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1ないし別紙3 (略)